

手形編①

支払期日欄に「令和1年5月31日」と記載されている

▼支払期日欄の平成表記が新元号に訂正された次の手形は有効ですか。

No. 約束手形 No.		令和	東京 0000 0000-000
収入 印紙	千歳工業株式会社 殿	支払期日 平成 1年 5月 31日	支払地 東京都中野区 支払場所 株式会社 近代銀行中野支店
	金額 ¥1,000,000*	東京 0000 0000-000	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
平成 31年 4月 17日			
振出地 東京都中野区新井〇-〇-〇		住所 株式会社黒川商事	
振出人 代表取締役 黒川浩一 (印)			

手 形の支払期日は、手形法33条で確定日払い、一覽払い、一覽後定期払い、日付後定期払いの4種類が定められています。

確定日払いは支払期日欄に「平成31年4月15日」のように特定の日に支払期日として指定されま

す。流通している手形のほとんどが確定日払いの手形です。

一覽払いは通常、「一覽払い」等と記載されています。受取人等が支払呈示した日を支払期日とするものです。一覽後定期払いは「一覽後60日払い」などと記載され、今年5月10日に呈示されると60日後の7月9日が支払期日となります。日付後定期払いは「日付後30日払い」などと記載されま

す。

元年・1年いずれも有効

支払期日が改元後の場合には、支払期日欄の「平成」に二重線を引いて、新元号「令和」を記載して訂正する方法を認めている金融機関がほとんどです。手形金額欄

POINT

- ・「平成」に二重線が引かれ「令和」が記載されている場合、訂正印がなくても有効
- ・確定日払いの手形は支払期日およびこれに次ぐ2取引日までに支払呈示する

以外の訂正では通常訂正印が必要とされていますが、この場合は訂正印がなくても問題ありません。「令和元年」「令和1年」のいずれの記載でもかまいません。

よって、本ケースの手形は一般的に有効といえ、確定日払いの手形として取り扱えます。

なお、手形の支払呈示期間は一覽払いを除いて、支払いをなすべき日およびこれに次ぐ2取引日と手形法で定められています。ただし、支払期日が休日の場合、その翌日およびこれに次ぐ2取引日となります。一覽払いの場合は原則として、支払呈示は振出日から1年以内に行うとされています。

手形編② 支払期日欄に「平成31年5月31日」とある

▼次の手形が支払呈示期間内に呈示された場合は、どのように取り扱えばよいですか。

No. 約束手形 No.		令和	東京 0000 0000-000
収入 印紙	千歳工業株式会社 殿	支払期日 平成 31年 5月 31日	支払地 東京都中野区 支払場所 株式会社 近代銀行中野支店
	金額 ¥1,000,000*	東京 0000 0000-000	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
平成 31年 3月 15日			
振出地 東京都中野区新井〇-〇-〇		住所 株式会社黒川商事	
振出人 代表取締役 黒川浩一 (印)			

改 元後に平成表記の手形が支払呈示された場合の取扱いについては、次のように定められています。

①振出日が改元前の日付となっている手形の場合

支払期日が「平成31年5月10日」のように記載されている手形が支払呈示された場合には、支払銀行はこれを新元号「令和」に読

み替えて取り扱い、形式不備(0号不渡事由)による不渡返還を行わないものとします。

新元号の施行後も有効

②振出日が改元後の日付となっている手形の場合

振出日も支払期日も改元後の日付にもかかわらず、「令和」に訂正されず平成表記のままである手形が支払呈示された場合は、支払銀行は「令和」に読み替えて取り扱い、形式不備による不渡返還を行わないものとします。

本ケースの手形は、振出日が改元前の日付で、支払期日が改元後の日付で平成表記になっていますので、前述した①に該当します。よって、支払呈示された場合は形式不備による不渡返還はせず、支払期日を「令和元(令和1)年5月31日」と読み替えて対応します。

POINT

新元号に読み替えて取り扱い、形式不備による不渡返還はしない

手形編③ 支払期日が空欄になっている

▼次の手形が支払呈示された場合は、どのように取り扱えばよいですか。

No. 約束手形 No.		令和	東京 0000 0000-000
収入 印紙	千歳工業株式会社 殿	支払期日 平成 31年 4月 17日	支払地 東京都中野区 支払場所 株式会社 近代銀行中野支店
	金額 ¥1,000,000*	東京 0000 0000-000	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
平成 31年 4月 17日			
振出地 東京都中野区新井〇-〇-〇		住所 株式会社黒川商事	
振出人 代表取締役 黒川浩一 (印)			

支 払期日を含む手形要件が1つでも欠けたら、手形は有効ではありません(手形法2条)。ただし、支払期日が記載されていない手形は一覽払いとみなされま

す。一方で、商慣習上、後で受取人等に記入させるつもりで意図的に支払期日を記載せず手形を振り出すことがあります。これを白地手

形といえます。

振出人に照会の上で対応

本ケースのような手形が、一覽払いの手形か白地手形かは振出人や受取人などの意思によって決まります。

しかし、一覽払いの手形を振り出す場合は、振出人が支払期日欄の「平成 年 月 日」の文言を抹消したうえで「一覽払い」と記入するのが普通です。たとえ「一覽払い」等と記載しないまでも支払期日欄を抹消して振り出すべきでしょう。

振出人や受取人の意思がはっきりしないときは、白地手形と解するのが裁判所の見解ですので注意が必要です。

支払呈示された場合には、振出人に照会のうえ、支払いの意思があるのであれば小切手と引替えに支払うべきです。

POINT

振出人に照会し、支払う意思があるなら小切手に差し替えてもらう